

5. 姫路市における福祉機関との連携によるサポート体制の構築について

1) 軽度発達障害の子どもたちの現状について

(1) 現状とその分析

就学相談や姫路市立教育相談センターにおける教育相談において、軽度発達障害と呼ばれる子どもの相談件数が急激に増加しています。就学前の幼児では、集団活動ができないとか、小学校では、授業中に興味が無くなると離席するとか、中学校では、些細なことで友達とトラブルを起こすなどの相談が増加しています。中には、知的障害のための二次的な問題行動としてとらえることができる場合もありますが、多くは、個別に関わると何の問題もなく行動し、学習も理解できる子どもたちです。そして、小・中学校においては、学級担任を中心とした学校の既存の組織だけでは問題解決にならない状況になってきていました。

(2) 医療機関での診断の増加

姫路市では、姫路市総合福祉通園センター（通称：ルネス花北）という障害のある人達への地域生活支援を行う公的総合施設があります。その中の診療所で軽度発達障害（LD・ADHD・高機能自閉症等）の診断を受け、投薬や継続して相談をする子どもたちが増えてきています。

2) 軽度発達障害サポートシステムを立ち上げる契機

(1) 姫路市障害者福祉計画

姫路市における障害者福祉計画では、ルネス花北が発達支援システム及び乳幼児から成人までの一貫した療育（特に生活モデルの療育）体制を支援するという目的で、地域の拠点となって関係機関（学校、地域企業、通所施設、福祉作業所や居宅介護等）と積極的に連携して支援する社会的役割が打ち出されています。その中に、軽度発達障害児等に対する相談援助機能の強化があげられています。

(2) 軽度発達障害の子ども増加による学校における支援の必要性

ルネス花北と関係機関との連絡調整会議は平成15年度から学期に1回の割合で定期的に行われてきました。その中で話題の中心は、軽度発達障害の子どもたちへの関わり方というものでした。しかし、個別に事例検討の形で進めていても問題解決には向かわないことと、折からの特別支援教育の流れの中で学校自体が変わらなければいけないことから、ルネス花北の支援を受けながら軽度発達障害の子どもたちへのサポート体制を構築する必要性に迫られたわけです。

(3) 福祉機関の役割と教育委員会の意識のずれ

教育委員会は、学校での軽度発達障害の子どもたちの問題行動の減少をねらいとしてサポート体制を構築する方法を模索していたが、医療・福祉機関であるルネス花北は、次の3点においてサポート体制を確立することを求めています。

- ①障害種別に制約されない援助
- ②乳幼児期から成人期へ一貫した援助の継続
- ③施設の持つ専門機能の地域への展開

特に、②の視点は、教育委員会がイメージしているものとはかけ離れたものになっていました。そのため、多くの課題を残すことになりましたが、「やれることからやろう」という考えで、専門機関ができる診断やアセスメント、具体的支援の在り方についての助言などを福祉機関にお願いする形でモデル事業として平成16年1月に立ち上げ小学校2校で行ってきました。

3) 軽度発達障害サポートシステム（モデル事業）について

本事業は、軽度発達障害の児童生徒の実態から始まったわけではありますが、教育委員会としては、特別支援教育を推進していくために社会資源であるルネス花北と連携することができるか、また、ルネス花北としては、障害児（者）地域療育等推進事業において、学齢期の発達障害のある児童生徒をどのようにサポートしていくかということから試行的に実施しているものです。従って、推進する主体は、教育委員会が中心でした。しかし、教育委員会としては学校が主体になって特別支援コーディネーターを中心として推進するように仕組んでいく予定でした。

（1）実態調査

改めて、医療機関や相談機関等で医師から軽度発達障害と診断を受けた人数を学校別に調査しました。

（2）各小・中学校へ実施要項を配布し希望校を募る

実施の概念図については、相談機関である姫路市立教育相談センターとルネス花北の地域生活支援部及び教育委員会学校指導課で作成しました。内容は、部局横断型の「姫路市個別支援教育委員会」と「専門家チームによる巡回相談」を設置して、学校支援を行うものです。学校では「校内支援委員会」を立ち上げ、特別支援コーディネーターを中心に個別の教育支援計画を作成するというものです。実施にあたっては、必ず、内容を保護者に説明して、同意を得てもらうことにしました。

（3）モデル校の決定について

ルネス花北の対応できる範囲や学校の体制整備の方向性を見定めるため、モデル校を小学校2校指定し、対象の児童についてもルネス花北で、すでに受診をしている児童で、緊急性の高い児童の在籍する小学校を選定しました。

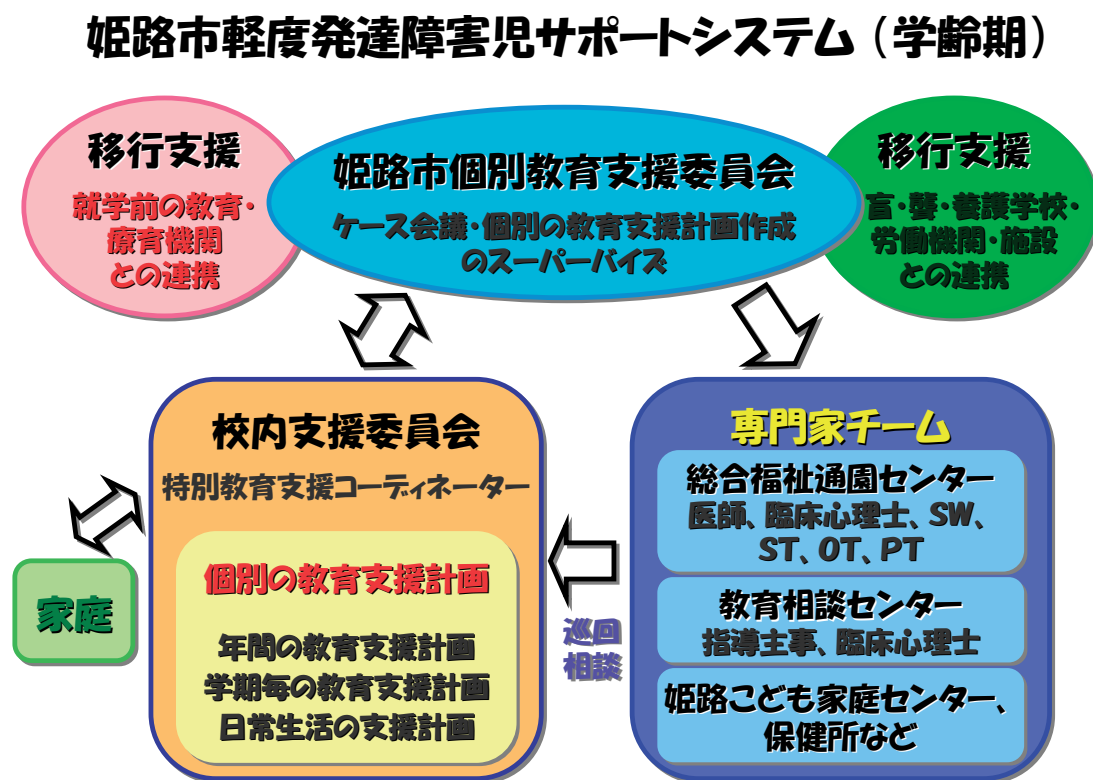


図 1

姫路市発達障害児サポートシステム案

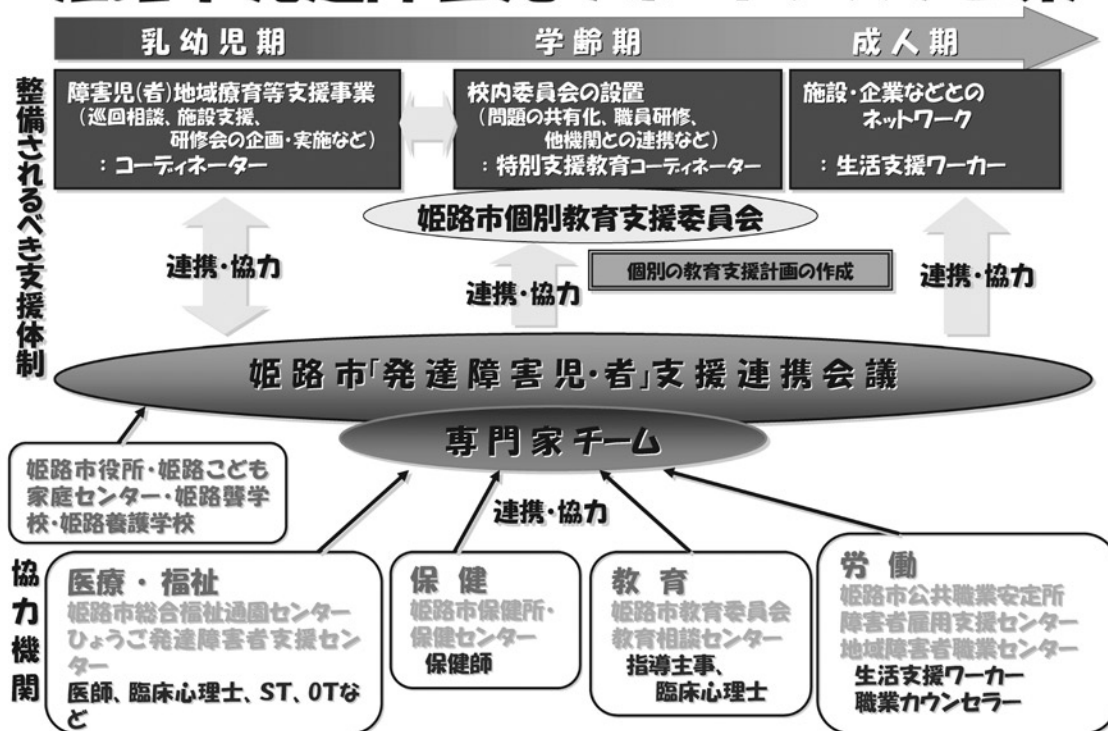


図2

(4) 学校側のニーズと軽度発達障害サポートシステムの目指すものとの相違

学校側のニーズとしては、児童生徒の安全確保と授業保障で、軽度発達障害の児童生徒本人及びクラスの他の児童生徒に対して具体的に対応してもらいたいということです。一方、軽度発達障害サポートシステムの目指すところは、学校で支援体制を組み、子どもの課題となることがらについて、短期目標及び長期目標を立て支援していくというものなので、サポートの実際が学校側には見通しが持てるような形で伝わりませんでした。それは、教育委員会がモデル校として指定したことによって、学校は何をして、教育委員会は何かができるかという棲み分けが明確でなかったことが原因の一つではないかと考えられます。

(5) 専門家チームによる学校訪問

花北診療所の小児科医師とルネス花北の臨床心理士、教育相談センター及び学校指導課の指導主事で専門家チームを構成し学校訪問を行いました。目的は、学校生活を観察して、すでに実施している医学的診断と心理検査を併せて、本児への具体的な関わりを検討して学校に報告書として提出することでした。

(6) 学校での支援体制から見てきたこと

①学校の動きと教師の意識の変革

教員でできることを考えて対応することを模索し始めました。例えば、コーディネーターを中心に担任教諭、学年の教諭及び養護教諭等が不定期ではありますが話し合いを進めております。また、学校長のリーダーシップのもと複数指導や別室指導をして、継続的な支援体制を整えました。軽度発達障害の児童を理解して、根気強く計画的に指導すれば、変わっていくものであるということが

分かったことで教師の意識が少し変わってきました。

②特別支援（障害児）介助員の有用性

姫路市では、市の単独事業で特別支援（障害児）介助員の配置事業を行っています。学級担任だけでは、対応が困難な障害児学級や通常学級で肢体不自由などの生活介助に必要な場合や通常学級に在籍している軽度発達障害の児童生徒の中で特に不適応を起こしている児童生徒に、特別支援（障害児）介助員を配置しています。専門的に研修等を受けた者がではありませんが、対人関係が苦手な児童の場合は、個別に関わることができる介助員が配置されることで、子どもにとって学校生活において二次的な障害を未然に防ぐことができます。

（7）今後の課題

軽度発達障害サポートシステムモデル事業をすることで、各小学校で支援体制を整えて対応していこうとする一定の教師の意識改革を見ることができました。しかし、以下の2点で課題が残りました。

①個別の教育支援計画に基づいての支援体制を検討

当初は、報告書とともにサポートブックを作成して学校に提出したあと、教育委員会と一緒に個別の教育支援計画を作成する予定でしたが、教育委員会で十分なリーダーシップをとりつつ推進することができませんでした。

②特別支援コーディネーターの役割についての検討

各小学校で支援体制の推進役を担ってもらうということで、急遽、校内で位置づけてもらいましたが、何をどのようにしていくかということについて十分な検討ができませんでした。

これらは、学校ができる支援体制について、もっと柔軟な発想で可能性を探る過程で、校内での支援のシステムを構築していこうとする姿勢が不足していたためです。今後は、特別支援コーディネーターの役割や個別の教育支援計画の作成を校内支援システムを構築する中で、学校現場に有用なものにしていくことができるかを考えていきたいと思います。

4）地域資源としての福祉機関との連携について

障害児（者）地域療育支援事業の延長に、学齢期の特別支援教育を位置づけることができます。姫路市においては、支援のベースにルネス花北の組織的なサポート体制があります。しかし、特別支援教育では、主体は学校です。学校教育という意図的・計画的な営みの中に、特別な教育的ニーズのある子どもたちへの新しい形態のサービス提供をしていかなければなりません。そのためには、ルネス花北の医師、臨床心理士、言語聴覚士、理学療法士、作業療法士など専門的な職員と有機的に連携を図る必要があります。ということは、個別の教育支援計画が非常に重要な意味を持つのです。今後は、計画的に学校教育の中に取り込んでいくことができるように、福祉と教育を繋ぐ窓口として「姫路市個別教育支援委員会」を立ち上げて、本質的な連携ができるように進めていきたいと考えています。